ブラジルにおける農民弾圧に関する一考察

橘 生子

はじめに

- 1. 開発政策の行き詰まり
- 2. CNV の『報告書』に見る農民弾圧
- 3. 農民弾圧を認めた『報告書』の意義おわりに

はじめに

ブラジル治安改善の特効薬として、警官や民間人が容疑者を殺害しても免責すべきとの主張を繰り返してきたボルソナロ(Jair Messias Bolsonaro 1955-) 現大統領(2019-) は一貫して銃規制緩和に取り組んできた¹。同大統領の支持基盤を成す銃規制緩和推進議員団と大土地所有者を代表する農業議員団の尽力で成立した銃規制改正法(第13.870号)が2019年9月17日に公布され、農村地域の銃所有者に住居部分に限らず所有地全域において銃の「所持」が認められることとなった。

農村地域では憲法の規定²に則って遊休地の耕作を「合法」と主張する「土地なし農業労働者運動(Movimento dos Trabalhadores Rurais Sem Terra: 以下、MST)」と、「不法」占拠を咎める警察や地主の私兵とが衝突してきた。遊休地に集団で入植し、行政の介入を経て耕作権を得ようとする MST はラテンアメリカ最大級の社会運動である。現大統領は MST を「テロリスト」と認定している。銃規制改正法は地主らに広大な所有地全域で銃の「所持」、即ち事実上の銃携行を認めるものである。

国家的な農民弾圧は無論、新規案件ではない。軍政(1964-1985)下、多くの農民が国家による殺害や強制失踪の被害に遭ったと言われる。1964年3月31日にクーデタが勃発した要因には、ゴラール(João Belchior Marques Goulart 1919-1976)政権(1961-1964)の掲げた農地改革法案があった。南米の大国ブラジルに親米政権の樹立を目論む米国は、反ゴラール派を経済的・軍事的に支援した。同クーデタを歴史的文脈において把握することを長期的課題とする筆者は本稿で、農民弾圧の問題に注目する。同国で最も虐げられてきた社会層に属する農民が、民主主義の崩壊や復活との関連でいかなる弾圧を受けてきたのかを探り、農地改革と民主主義との関係を考察したい。

農民とは誰か

同国の農業労働者(trabalhadores rurais)には、農業賃金労働者(assalariados rurais)や小農 (pequenos proprietários)の他、奴隷制の歴史的背景が色濃い北東部では大農園主(fazendeiro)に隷属する小作農(lavrador, morador, cultivador など)やサンパウロ州のコーヒー園では近代的な契約農民(colono)など様々な形態が生じた。加えて、耕作権などを証明する書類は持たないものの特定の土地を継続して耕作する占有農(posseiro)がいる。土地闘争の主体となってきたのは、地主と対峙する小作農や、正式な耕作権を持たないが故に苦境に立たされる占有農である。彼らは土地闘争の文脈で賃金労働者と区別され、農民(camponeses)と呼ばれてきた。

資料について

同国では軍政が 1979 年に制定した恩赦法(Lei da Anistia)が未だ有効で、軍政下の人道犯罪がたとえ立証されても加害者は罰せられない。ルセフ (Dilma Vana Rousseff 1947-)政権 (2011-2016) の下、2011 年に召集された「国家真実委員会(Comissão Nacional da Verdade: 以下、CNV)」が2014 年 12 月に提出した『報告書(*Relatório*)』を本稿は主な資料とする。CNV は軍政を跨ぐ1946 年から 1988 年の期間を対象に、国家による人道犯罪の真相究明に努めた。

CNV に至る経緯を辿れば、1995年にカルドーゾ(Fernando Henrique Cardoso 1931-)政権(1995-2003)が「政治的死者・失踪者特別委員会(Comissão Especial sobre Mortos e Desaparecidos Políticos: 以下、CEMDP)」を創設し、軍政による殺害と強制失踪被害の調査に着手した。後続のルラ(Luiz Inácio Lula da Silva 1945-)政権(2003-2011)は CEMDP の調査継続のため 2006年に「記憶と真実を知る権利(Direito à Memória e à Verdade)」政策を策定し、ルセフ政権が引き継いだ。CEMDP の報告書 Direito à Memória e à Verdade(2007)に続いて黒人、子ども、女性、農民などテーマ別に報告書が大統領府人権局より出された。このうち『農民の死者および強制失踪者:移行期正義に除外された人々(Camponeses mortos e desaparecidos: excluídos da justiça de transição)』(2013)は、被害に遭ったと判明している農民 1196人のうち CEMDP に申請したのは51人に過ぎず、認定に至ったのはわずか29人との事実に基づき、農民被害者の多くが「移行期正義から除外された」との実情を明らかにした。また CEMDP に未申請ないし却下の案件から602件を選定し、CNVでの再検討を提案した [SDH 2013: 14]。政府とは別に、独自の調査を続けてきた被害者家族たちも調査結果をまとめた³。

CNVの『報告書』のうち本稿は農民弾圧を扱う部分⁴を中心に検討する。本題に入る前に、ブラジルの民主主義との関連で農民がどのように位置付けられてきたのかを明らかにする。なお資料は筆者の拙訳による。

1. 開発政策の行き詰まり

1950年に元独裁者ヴァルガス(Getúlio Dornelles Vargas 1882-1954)がブラジル労働党(Partido Trabalhista Brasileiro)から出馬し、大統領に当選した。独裁期(1937-1945)に労働法制定や労働組合設立、最低賃金制度導入などの保護政策で厚みを増す都市労働者の支持を得た彼は大統領に返り咲くと、国際収支赤字とインフレの悪化を背景に輸入代替工業化と産業育成に取り組んだ。石油などの資源や基幹産業の国有化を目指し、公企業を設立した。ナショナリズムを基調とした開発政策では企業家、軍部、官僚、都市労働者らの結束が図られたが、輸出向け農業部門や輸入業者、伝統的な中間層、軍部内保守派などから反発を受けた。都市労働者の支持が一層重要になる中、賃上げがインフレに相殺される経済状況から労働者にも不満が生じ、ストが多発した。1953年6月にブラジル労働党の党首を務めるゴラールが労相に任命され、勢力間の緊張が高まった。ゴラール労相が最低賃金の倍増を提案すると各方面から政権への不満が噴出し、労相が辞任するも弾劾やクーデタが画策された。同大統領は1954年8月24日に自殺した。

ゴラール元労相は、クビシェッキ (Juscelino Kubitschek de Oliveira 1902-1976) 政権 (1956-1961) とクアドロス (Jânio da Silva Quadros 1917-1992) 政権 (Jan-Aug/1961) の両政権で副大統領に 当選し、就任した。ヴァルガス死後もナショナリズムの開発路線は続いたが、国際収支の更なる悪化により機能不全に陥った。国民の期待に応える雇用を生み出せず、実質賃金の低下が止まらなかった。

カルドーゾとファレット(1979)は、ナショナリズム政策の手詰まりが明白となった時にブラジルでは、開発政策から常に除外されてきた農民を動員することで支持基盤の拡大が試みられた [Cardoso and Faletto 1979: 142] と指摘する。1961年にクアドロス大統領の辞任により大統領に昇格したゴラールは、都市労働者に加え農民からも支持を得ようと試みた。すでに南部リオ・グランデ・ド・スル州では同じブラジル労働党に所属する義弟のブリゾーラ(Leonel de Moura Brizola 1922-2004)知事(1959-1963)が 1961年11月に州農地改革局(Instituto Gaúcho de Reforma Agrária)を設立し、州レベルの農地改革に着手していた [Braga et al. 2004: 59-60]。ゴラール大統領は1962年に農地改革局(Superintendência de Política Agrária)を設立し、1964年3月13日にはついに農地改革始動に踏み切る。しかし、わずか半月後にクーデタが勃発する。

2. CNV の『報告書』に見る農民弾圧

各地の小委員会にて被害者家族や存命の被害者、加害者らの証言を聴取した CNV は、遺体すら確認されていない被害者の最期を知るための貴重な情報を得るなどの成果を残した。だが、証言者が殺害される事件⁵も生じ、真実解明の難しさを知らしめた。 CNV は 434 名を国家による人道犯罪被害者に認定したが、とりわけ農民や先住民の被害者は実際にはもっと多いはずであり、継続調

査を要する [CNV 2014: v. 3, n. p.] と結論づけた。農民弾圧に焦点を絞る前に、『報告書』が提示する人道犯罪の象徴的な事例に沿って全体像を把握したい。

人道犯罪の象徴的な事例

CNV の『報告書』によれば、国家による人道犯罪の象徴的な事例は、被害者の属性に沿って 4 つの類型 $\{(1)$ 軍人、(2) 労働者・組合・農民、(3) 反乱グループ、(4) 市民社会 $\}$ に分けられる [CNV 2014: v. 1, ch. 13]。

まず労働者に関して「イパチンガの虐殺(Massacre de Ipatinga)」が挙げられる。南東部ミナス・ジェライス州イパチンガの日伯合弁会社ウジミナス(Usiminas)にて 1963 年 10 月 7 日に発生した虐殺事件である。同資料によれば、門番の警備員と共に同社の要請で警備を請け負っていた州警察による労働者への日常的な暴行が事件前夜にはピークに達していたという。前夜に些細な反抗を理由に警官から暴行を受けた労働者達が中心となって翌朝ピケを張った。労働者側とウジミナスの間で待遇改善の交渉が終了したにも関わらず、警官の一人が発砲し、他の警官らも無差別に発砲を始めた。公式に 8 名の死亡が確認されたが 59 人が未だ行方不明で、死者数は確定していない[以上は CNV 2014: v. 1, 607-611]とされる。

農民に関しては、ゴイアス州トロンバス(Trombas)とフォルモソ(Formoso)で1950年代に始まった地主の私兵や警察による占有農に対する暴力の悪化と、組合リーダーのジョゼ・ポルフィリオ(José Porfírio de Souza)らの強制失踪[CNV 2014: v.1, 611-614]などが代表的事例に挙げられる。

1964年にクーデタが勃発すると、ゴラール支持を理由に多くが軍を追放された。軍政の早期 打倒を画策する元軍人が民間人と協力し、1965年3月にリオ・グランデ・ド・スル州トレス・パッソス(Três Passos)で初めて蜂起するも即座に鎮圧された。翌年には拘束されていたソアレス(Manoel Raimundo Soares)元陸軍軍曹が拷問死の状態で発見された[以上は CNV 2014: v.1, 596-607]。

1968 年の軍政令(Ato Institucional)第 5 号発令により弾圧が最も強化され、学生運動はカルロス・ラマルカ(Carlos Lamarca)元陸軍大尉などと協力し「革命的人民前衛(Vanguarda Popular Revolucionária)」や「10 月 8 日の革命運動(Movimento Revolucionário 8 de Outubro: 以下、MR-8)」などの都市ゲリラを形成する。1971 年にカルロス・ラマルカが軍に処刑され、参加者は次々と逮捕され拷問の被害に遭う。それでもキューバでゲリラの訓練を受けた人物を中心に「人民解放運動(Movimento de Libertação Popular)」が結成されるなど抵抗は止まず、弾圧は続いた[以上は CNV 2014: v.1, 622-654]。国際的デザイナーのズズ・エンジェル(Zuzu Angel)が、MR-8 に参加し行方不明となった息子スチュワート(Stuart Angel)を捜索する過程で、1976 年に自動車事

故を装い暗殺された事例 [CNV 2014: v.1, 654-673] などから弾圧は市民社会にも及んだと把握される。

『報告書』に見る各地の農民弾圧

不平等な土地所有構造を背景に、農民が自身や家族の生存のために遊休地を耕作する権利は農地 改革の目的に叶うものとして 1946 年以降は軍政下を含め一貫して、全憲法で保障されてきた[CNV 2014: v.2, 89-90] と CNV は指摘する。 CNV が農民弾圧を調査する目的は、農村地域において農 民が国家とその代理人による深刻な人権侵害を被った問題を可視化し、農民の記憶に寄与するため [CNV 2014: v. 2, 88] とされる。前出『農民の死者および強制失踪者』 (2013) にて既に、農民が 被害者である場合には犯罪の立証は極めて困難と認識されていた。犯罪を立証する手段がない場合 も記録する [CNV 2014: v. 2, 91] との姿勢から同資料には、国家による人道犯罪の被害者 434 名 に加え、事件の詳細はもとより被害者の氏名すら不明の未確定の事例が数多く記される。

さて農民弾圧の加害者は二つに大別される。まず大土地所有者(latifundiários)や農園主ら地主、そして偽の「地主 (grileiros)」や自称「土地所有者 (pretensos proprietários)」が加害者の場合である。後者は主にグリラージェン(grilagem)と呼ばれる偽造土地権利害を用いた詐欺行為に基づく。いずれの場合も実行犯は、用心棒(jagunço)などの私兵や警官である。

ところで地主が加害者の場合にも「カンバーン (cambão)」と呼ばれる農民に対する詐欺行為が 指摘される。これは周知のとおり地主の土地での定期的な無償労働が小作農の「義務」と認識され る慣習を指し、1888 年の奴隷制廃止後も北東部で横行していたと言われる。

(1) 地主による農民弾圧

1960年代初頭、北東部パライバ州とペルナンブコ州で「カンバーン」廃止を求める小作農が農民同盟(Ligas Camponesas)を結成した。『報告書』によれば、パライバ州サペ(Sapé)地域の農民同盟を率いるナシメント(Alfredo Nascimento)が地主代行の監理人と警官に1961年に殺害されると、各地の農民同盟のリーダー達も次々と拷問や殺害ないし強制失踪の被害に遭った[CNV 2014: v. 2, 108-112]という。地域の警察や司法に影響を及ぼす有力者である地主が罪に問われることはないと確信して私兵や警官を使って農民に制裁を加え、農民運動の弾圧を試みたとの構図が浮かび上がる。ペルナンブコ州では農民の権利保護に尽力する弁護士のフランシスコ・ジュリアン(Francisco Julião)らの協力で、1960年前後に小作農が農民同盟や組合を結成した。同資料によれば同州では特に、軍政と対立するブラジル共産党(Partido Comunista do Brasil)や革命的共産党(Partido Comunista Revolucionário)などに所属する農民同盟のリーダー達が不当逮捕や監禁、拷問、殺害ないし強制失踪の被害に遭った「CNV 2014: v. 2, 112-115〕という。

また、北東部マラニョン州でも「家畜放し (gado solto)」と呼ばれる慣習に抵抗する占有農が1963 年以降に組織化したという。同慣習は、占有農を退去させる目的で畑に家畜を放ち作物を食い荒らさせる悪質な嫌がらせを指し、地主と警官の共謀により北部や北東部で広く実施されてきたという。農民の抵抗は続き、1985 年の民政移管後にも農民殺害などの事件が続いた[以上は CNV 2014: v. 2, 115-118]と同資料は記す。

(2) 偽の「地主」による農民弾圧

グリラージェンの事例では、自称「地主」が州知事であった南部パラナ州の事例、そして地域の 有力者が「地主」を名乗った他州の事例が数多く提示される。

パラナ州のルピオン (Moisés Lupion) 知事 (1947-1951, 1956-1961) が首謀したとされる農民 弾圧の事例は二つ記される。同資料によれば、ヴァルガス大統領が国土開発のため策定した「西側への行進 (Marcha para o Oeste)」政策 (1941-1945) の下で 1944 年には同州ポレカトゥ (Porecatu) 市に小作農の 270 家族が入植し、区画の分配が順次実施されていたとされる。だが 1945 年の大統領辞任に伴い、ルピオン知事は農地分配を停止した。グリラージェンによる農民への立ち退き強要が多発していたうえ、「地主」らを支援する同知事の就任により占有農への暴力が悪化したという。占有農は弁護士を通じて平和的解決を求めたが暴行は止まず、農民リーダーが殺害された 1947 年8 月を境にブラジル共産党 (Partido Comunista Brasileiro: 以下、PCB) の助力を得て武装闘争に発展し、詳細は不明ながら多くの死者を出し 1952 年に終わった [以上は CNV 2014: v. 2, 93-98] とされる。

続いて1956年、ルピオン知事が不正取得した土地に複数の企業を創設し、これらの企業幹部が私兵に占有農の追放を命じたとされる。1957年3月から半年程で私兵と警官の共謀により少なくとも11人の農民が殺害され、子どもを含む47人が拷問され、家が放火されたという。同知事を頂点とする組織の違法かつ残虐な行為を問題視したジャーナリストらの支援により農民の間でラジオを使った情報共有がなされ、反乱が起きた。捕らえた私兵を引き渡した農民側は、反乱に参加した農民の恩赦を要請したが一部は実現しなかった[以上はCNV 2014: v. 2, 98-104]という。同資料は未確定な部分を残しながらも、同知事が首謀したとされる農民に対する人道犯罪を白日の下に晒した。

地域の有力者が「地主」を自称した代表的な例に、前出のトロンバスとフォルモソにおける土地 闘争が挙げられる。1950 年頃にまだ農場がなかった同地域を開拓したジョゼ・ポルフィリオとジョ アン・ポルフィリオ(João Porfírio)兄弟に続き家族や同胞が同地域に入植すると、有力者が偽の 土地権利書を用いて彼らに「借地料」を請求したという。1951 年に「地主」らは農民追放を決め、 警官や私兵が農民に暴力を振るったとされる。1953 年に PCB のメンバーが農民に加勢し、農民は 武器を取って畑が焼かれぬよう、また警官が立ち入らぬよう協力して防衛したという。生活の向上を望む農民の結託により同地域は医療や教育を備えた自治体として発展し、1962年に同州マウロ・ボージェス(Mauro Borges Teixeira 1920-2013)知事(1961-1964)が当該農民へ2万件に上る権利書の付与を開始した。だが1964年のクーデタを境に耕作権は白紙撤回され、農民組織は解散を強いられ、リーダーらは強制失踪させられた[以上はCNV 2014: v. 2, 104-108]という。南東部サンパウロ州でも同様の事例が複数確認され、通称ゼ・ディコ(Zé Dico)として知られる有力者ゴンサルベス(José da Conceição Gonçalves)が1967年6月、私兵を使って小作農のパウロ・クラキ(Paulo Kuraki)とその息子アルマンド(Armando Kuraki)を殺害した[CNV 2014: v. 2, 126-128]事例はその一つである。

リオ・グランデ・ド・スル州ではブリゾーラ知事の農地改革に共鳴した農民らが不当逮捕や拷問、殺害ないし強制失踪の被害に遭った。「土地なし農家の運動(Movimento de Agricultores Sem Terra)」を率いるジョアン(João Machado dos Santos)が、1960年代初頭に他33家族との協同耕作地を購入すると自称「土地所有者」が現れ、私兵と州警察により農民らはその土地から追放された[CNV 2014: v. 2, 128-131]との事例が記される。南東部リオ・デ・ジャネイロ州でも自称「土地所有者」による占有農への暴力がクーデタ以後に悪化し、特に1970年代後半から1980年代にかけて多くの死者や強制失踪者が出た[CNV 2014: v. 2, 131-133]という。

以上のように、同資料によれば各地で、地主や自称「地主」など有力者が農民に対し暴力的に退去を強いる事例がクーデタ以前から頻発していた。農民追放の背景には、人権や耕作権を農民に主張させまいとする有力者の思惑があったと考えられる。数多くの農民が人道犯罪の被害に遭ったものの、有力者に従う私兵に加えて警官も共謀したことで犯罪の立証が困難を極めたと推察される。

民政移管と地主の武装組織化

1985年に文民のジョゼ・サルネイ(José Sarney de Araújo Costa 1930-)大統領(1985-1990)の下で「農地改革全国計画(Plano Nacional de Reforma Agrária)」。が策定された。同改革阻止を狙った地主らの武装組織化を CNV はテロリズムと表現し、この筆頭に農村民主連合(União Democrática Ruralista: UDR)を挙げる。 UDR はゴイアス州で地主や政治家の家系に生まれた医師のカイアード(Ronaldo Caiado)らを中心に、MST の「侵略」に対し暴力的に立ち向かう民兵組織として 1985年に発足した。『報告書』によれば、1985年の民政移管に際し連邦政府は少なくともゴイアス州とパラー州において、農民の殺害を意図した地主らの武装組織化を黙認し、1985年から 1988年にかけて複数の州で農民の死者が急増した [CNV 2014: v.2, 138] という。

このように軍政を跨ぐ1946年から1988年を範囲とした『報告書』は、軍政以前、軍政下に続いていた農民弾圧が民政移管の局面で最高潮に達したと明らかにした。

3. 農民弾圧を認めた『報告書』の意義

CNV が人道犯罪被害者に認定した 434 人中、1964 年のクーデタ以前に発生した事件の被害者は 13 人で、うち農民は 1 人に過ぎない。他は「イパチンガの大虐殺」で死亡が確認された 8 人、PCB 関係者 2 人、組合関係者 1 人、学生 1 人である。1946 年から 1988 年の全期間に渡る被害者のうち農民は 40 人で、全体の 10%に満たない。この 40 人への CEMDP による被害者認定の有無は、認定 26 人、却下 8 人、未申請ないし不明 6 人であった。したがって、少なくとも 8 人は CNV の調査でようやく認定を得たといえる。

新証言を得たシルヴァノ(Silvano Soares dos Santos)の案件は、その一つである。『報告書』によれば1965年にトレス・パッソスで元軍人らと共に蜂起した彼は、軍に拘束され拷問を受け、精神を病んで帰宅し、精神病院に何度も入院し1970年6月25日に自宅で死去した。CEMDPは彼の死と投獄との因果関係を証明できず本件を却下していた。CNVは2014年6月に公聴会で、元ゲリラで同じ小隊にいたドルネレス(Valdetar Antônio Dorneles)から拷問の具体的な内容と、拷問を経てシルヴァノは二度と発話せず記憶を失ったように見えたとの証言を得た。国家的暴力によって生じた精神疾患により彼は死去した[以上は CNV 2014: v.3, n. p.]と CNV は結論づけた。CNV の資料調査が決定打となった案件もある。農民同盟の全国代表を務めたアダウト・フレイレ(Adauto Freire da Cruz)は何度も投獄された経験から1964年のクーデタ以降、偽名で生活していたという。1979年に警察に家族の面前で殴打され心臓発作で死亡した。偽名で埋葬したとの妻の証言はあったものの弾圧被害者と死亡者が同一人物との確証を得られず、CEMDPは彼を被害者に認定していなかった。だが今回、空軍の安全保障情報局で CNV が発見した資料から、彼が偽名で埋葬された事実を軍は把握していたと判明[以上は CNV 2014: v.3, n. p.]し、CNV は彼を被害者に認定した。

しかし農民 1196 人が被害に遭ったと判明し、うち 602 件が CNV での再検討を提案されていたのであるから、新証拠が得られた案件は氷山の一角に過ぎない。「地主」の命令で殺害されたとされるクラキ親子殺害事件(前出)は、詳細が未確定の事例の一つである。本件について『報告書』本文に殺害の日付と首謀者および実行犯の氏名が記されたものの、同親子の死亡以外の記録は確認できなかった [CNV 2014: v.2, 148, n.95] とされる。典拠の一つとされる新聞 Correio da Manhã の記事によれば、120 人程の私兵と大量の武器を所有する大土地所有者ゼ・ディコが農民に「借地料」を要求し農作物や金銭を奪う暴力事件が本件まで一年以上に渡って複数発生し、農民が警察に何度も保護を求めたものの応じられなかった [CM 20/6/1967] という。同地域の土地闘争を調査したカイル(1985)によれば、1967 年9 月に有力者ゼ・ディコもまた何者かに暗殺され、クラキ親子の事件に比べ熱心に捜査した警察はジャーナリストのエジムール(Edmur Péricles Camargo)らの犯行を疑った [Kahil 1985: 123] という。『報告書』によれば亡命中のエジムールは 1971 年

6月にアルゼンチンで強制失踪が確認され [CNV 2014: v.3, n. p.]、CNV は彼を国家による人道 犯罪の被害者に認定した。このようにクラキ親子の事例は、関係者の死によって事実確認が難航し た。同親子とエジムールとの関係の有無は未だ不明である。

軍政下の国家による人道犯罪が罰せられない現状にあって『報告書』は、軍政下の人道犯罪をより正確に把握するというカルドーゾ政権以来およそ 20 年に渡る試みの集大成となった。CNV は新証拠に基づく真相究明はもとより、農民弾圧という実質的に見過ごされてきた事実にも光を当てた。1964 年のクーデタにより連邦レベルの農地改革が阻止され、州レベルでも一旦は占有農に付与された耕作権が撤回された背景には、犯罪の立証が極めて困難な農民弾圧が遍在したと考えられる。同資料には地主と結託した国家による農民弾圧を精査し、未確定の領域を課題に残しながらも国が公式に国家的な農民弾圧の事実を認めたという意義がある。

おわりに

国家による人道犯罪調査の集大成となった『報告書』の一部を資料に本稿は、軍政前後の農民弾 圧について同国の民主主義との関係で考察した。

同資料を通じてまず、農村における人道犯罪の全容は継続調査を要するとの現状が示された。判明している限りにおいて、農民が権利を主張しないよう警察や地主の私兵が抑圧した事例や、偽造土地権利書を用いた詐欺や悪質な嫌がらせで有力者が農民を追放した事例が各地で確認された。複数の事例を通じて、民主体制下では農民への耕作権を認める州政府の意向に反対する地主が農民を弾圧し、軍政下では治安維持の大義から国家が地主に共謀して農民弾圧を強化し、民政移管に際し農地改革実施を防ぐ目的で地主が農民を弾圧したと理解された。また警察など地域権力の加担により犯罪の立証が困難で、弾圧された農民のほとんどが被害者と認定されない実情が浮き彫りとなった。

このように農民弾圧の経緯を民主主義との関係で捉えると、1964年の崩壊および1985年の復活の両局面で農地改革の是非が決定的な争点となり、国家的な農民弾圧が正当化されたと考えられる。そして民政移管後、継続的な人道犯罪被害の調査が、隠蔽ないし軽視されてきた事実や経験について語られる契機となったことが理解される。

冒頭で触れたように現大統領は、生存のために耕作権を求める MST を「テロリスト」と呼んで 侮辱し、銃規制緩和を進め、大土地所有者の支持を得た。現政権は『報告書』が示した国家的な人 道犯罪に向き合う姿勢とは正反対の方向へと舵を切った。そうであるからこそ、農地改革と民主主 義との関係が歴史的文脈から切り離されることなく、多角的に検討される必要が増しているのでは ないかと思われる。

- 1 2019 年 5 月に銃規制を大幅に緩和する大統領令(第 9.797 号)を公布したが、翌月に連邦上院議会で否決され 撤回された。その後、同じ内容を複数の大統領令に分けて議会に再提出するなど銃規制緩和を諦めない姿勢を明 確に示してきた。
- ² 1988 年ブラジル連邦共和国憲法の第 5 条第 23 項は「土地は社会的機能を果たさなければならない」と規定。 また第 186 条は土地の社会的利用を謳い、その要件に合理的かつ適切な利用や天然資源の適切な利用と環境保 全を挙げる。
- 3 被害者家族による「政治的死者・失踪者の家族による委員会 (Comissão dos Familiares de Mortos e Desaparecidos Políticos)」は 2009 年に『独裁の資料: 1964-1985 年のブラジルにおける政治的死者・失踪者 (Dossiê ditadura: mortos e desaparecidos políticos no Brasil 1964-1985 (São Paulo: Instituto de Estudos sobre a Violência do Estado)』を出版。
- 4 第1巻の第13章「象徴的な事例」、第2巻のテキスト3「農民」、そして第3巻の人道犯罪被害者の個人別資料の該当部分。
- 5 2014 年 3 月 25 日に CNV で自らの拷問や殺害、および死体遺棄行為を証言したパウロ・マリャンイス (Paulo Malhães) 元大佐は翌月、自宅に押し入った三人に殺害されパソコン等が盗まれた。
- 6 国立植民・農地改革院 (Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária) の公式ウェブサイト (http://www.incra.gov.br/pt/numeros-reforma-agraria)によれば、「農地改革全国計画」以来、136万 4057件の農地を分配。 うち 129万 167件は 1995年から 2016年の間に実施。2017年は 1205件、2018年は 8940件、2019年は 5428件と、ルセフ退陣以後に分配は失速。

参考資料

一次資料

- Brasil. Comissão Nacional da Verdade. 2014. *Relatório da Comissão Nacional da Verdade*. Vol. 1-3 (Brasília: Imprensa Oficial). CNV 公式サイト(http://cnv.memoriasreveladas.gov.br)より 2020年5月17日に PDF をダウンロード
- Brasil. Presidência da República. Secretaria de Direitos Humanos. 2013. Camponeses mortos e desaparecidos: excluídos da justiça de transição, Projeto Direito à Memória e à Verdade, coordenador Gilney Amorim Viana, 1ª ed. (Brasília: Imprensa Oficial). 大統領図書館公式サイト (http://www.biblioteca.presidencia.gov.br) より 2020 年 6 月 10 日に PDF をダウンロード

新聞

Correio da Manhã. 20/6/1967. "Jagunços atacam no oeste de SP."

二次資料

- Braga, Kenny, João B. de Souza, Cleber Dioni e Elmar Bones. 2004. *Leonel Brizola: Perfil, discursos, depoimentos* (1922-2004) (Porto Alegre, RS: Assembléia Legislativa do Estado do Rio Grande do Sul).
- Cardoso, Fernando Henrique, and Enzo Faletto. Translated by Marjory Mattingly Urquidi. 1979. *Dependency and Development in Latin America* (Berkeley: University of California Press).
- Kahil, Samira Peduti. 1985. "A luta dos posseiros em Lagoa, São Paulo: a diferença da construção/ destruição do território para o trabalho livre," *Boletim Paulista de Geografia*, São Paulo, n. 62, p119-132.